

再審における証拠開示の法制化を求める意見書

2019年（令和元年）5月10日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

再審における証拠開示が適切に行われるようにするために、別紙「再審における証拠開示 制度要綱案」の内容を骨子とする法律を制定すべきである。

第2 意見の理由

1 再審における証拠開示の法制化の必要性

(1) 再審における証拠開示の重要性

近年、再審における証拠開示が契機となって再審が開始されたり、再審によって無罪判決が確定する事例が相次いでいる。

例えば、布川事件、東京電力女性社員殺害事件及び東住吉事件は、いずれも確定判決で無期懲役が言い渡された事件であるが、これらの事件では、確定審段階から存在していた証拠が再審請求手続において開示され、それが確定判決の有罪認定を動搖させる大きな原動力となって、再審によって無罪判決が確定した。

また、最近、再審無罪判決が確定した松橋事件では、再審請求前（再審請求の準備中）の段階で検察官から開示された証拠物（自白によれば「凶器に巻き付けて犯行に使用した後、燃やして捨てた」とされたシャツの左袖など）が再審開始決定の決め手となっている。

このように、無辜の救済という再審の理念を実現するためには、確定審段階において公判に提出されなかった未提出証拠を再審請求人に利用させること（再審における証拠開示）が極めて重要である。

(2) 再審における証拠開示に関する法令の不存在

しかし、現行法を見ると、再審における証拠開示については明文の規定がない。そもそも、再審手続に関する規定は19か条しかなく（刑事訴訟法435条～453条），しかも再審請求手続における審理の在り方については、刑事訴訟法445条が「裁判所は、必要があるときは、再審請求の理由について、事実の取調べを行うことができる」旨を定めているにすぎない。

このように、再審における証拠開示については、現行法上、明文の規定を欠いており、これを実現するための手続規定も存在しない。

(3) 証拠開示に関する法令の不存在による弊害（その1）

～裁判所の姿勢によって証拠開示が左右される実情（いわゆる「再審格差」）

再審事件の実情を見ると、検察官は、再審における証拠開示に積極的には応じようとしない。そのため、再審における証拠開示の実現のためには、裁判所が訴訟指揮権の行使を通じて証拠開示をめぐる争いに適切に関与することが欠かせない。しかし、現状では、証拠開示に関する基準や手続を定めた法令が存在しないために、証拠開示の実現に向けた訴訟指揮権の行使の在り方についても、裁判所の裁量に委ねられている。その結果、裁判所の積極的な訴訟指揮によって大幅な証拠開示が実現した事件がある一方、訴訟指揮権の行使に消極的な裁判所もあるなど、裁判所によって大きな格差が生じている。

例えば、大崎事件の場合、第2次再審請求審（鹿児島地裁）では、弁護人の証拠開示請求に対し、裁判所は何ら積極的な訴訟指揮を行わなかった。これに対し、同事件第2次即時抗告審（福岡高裁宮崎支部）では、裁判所が検察官に対し、証拠の標目を作成した上で、これを弁護人に開示するよう、書面で勧告した（なお、検察官はこの勧告には従わなかったものの、独自の判断で個別の証拠開示を行った結果、検察官から合計213点の証拠が開示された。）。このように、同一事件であっても、裁判所の対応には著しい差が見られるのであって、裁判所の姿勢いかんによって証拠開示が左右される実情（「再審格差」）が存在する。

しかし、無辜の救済という再審の理念を実現するために証拠開示が重要であることは、冒頭で述べたとおりであって、裁判所の姿勢によって必要かつ十分な証拠開示がなされないという事態が生じることは許されない。

(4) 証拠開示に関する法令の不存在による弊害（その2）

～検察官の責務に反する対応

① また、再審における証拠開示に関する法令が存在しないために、検察官が任意に証拠開示に応じることは少なく、特に再審請求前の段階で証拠開示がなされることはない。

しかも、裁判所が証拠開示に関する命令や勧告を行っても、検察官がこれに従わない場合がある。例えば、大阪強姦事件や大崎事件の第2次再審即時抗告審では、裁判所が検察官に対して証拠の標目の作成及び開示を書面で命令ないし勧告したにもかかわらず、検察官はこれに応じなかった。

また、袴田事件第2次再審請求審でも、裁判長が検察官に対して証拠の開

示を書面で勧告したが、検察官は、裁判所の勧告には従わず、独自の判断で、条件を付した上で証拠を裁判所に提出するという対応をとった。

このように、検察官が任意の証拠開示に応じず、裁判所の決定や勧告にすら従わない場合があるが、これは証拠開示に関する法令が存在しないことによる弊害と言える。

② さらに、当然存在しているはずの証拠について、検察官から「不見当」、「不存在」との回答がなされることも少なくないばかりか、事件によっては、後日、その存在が明らかになるなど、その回答が後になって事実に反することが明らかになる場合も見受けられる。

例えば、袴田事件の第2次再審請求審では、5点の衣類の発見直後の状況を撮影した写真のネガフィルムについて、検察官は「存在しない」と回答していたにもかかわらず、後日、その存在が明らかとなり、検察官が謝罪する事態となっている。

また、日野町事件の第2次再審請求審でも、指掌紋を採取したゼラチン紙等の証拠品及び鑑識関係書類について、検察官は「存在しない」と回答していたにもかかわらず、後日、その存在が明らかとなり、裁判所も「本来あってはならない事態」として遺憾の意を表明している。

③ 最高検察庁は、2011年（平成23年）9月に、「検察の理念」と題する検察基本規程を公表しており、そこでは、「無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。」、「被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」ことが定められている。

しかし、前記のような検察官の対応は、「検察の理念」に定められた検察官の責務にも反するものと言わざるを得ない。

（5）再審における証拠開示の法制化の必要性

以上のとおり、再審における証拠開示に関する法令が存在しないことによって、様々な弊害が生じている。

一方、再審における証拠開示をめぐっては、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会でも多くの委員から積極的な意見が述べられ、国会の審議でも多くの議員から積極的な意見が述べられた。最終的に、2016年（平成28年）の刑事訴訟法改正では、法制化は見送られたものの、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則9条3項では、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の

開示……について検討を行うものとする。」と定められた。このことは、再審における証拠開示の法制化の必要性が多くの人の共通認識となっていることを示している。

したがって、再審における証拠開示が適切に行われることを担保するためには、再審における証拠開示については、速やかに法制化を実現する必要がある。

2 再審における証拠開示の在り方

(1) 再審において証拠開示が認められるべき理由

① 再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けた者を救済するための制度である。したがって、無辜の救済という再審の理念を実現するためには、あらゆる観点から確定判決の当否が検討されなければならない。

また、再審請求手続においては、再審請求人に対する手続保障を十分に図り、その活動を実効あらしめる必要がある。そのためにも、再審請求手続においては、必要かつ十分な事実の取調べ（刑事訴訟法43条3項、445条）が行われる必要がある。

② ところが、実際には、捜査機関が事件の発生とともに、ほとんどの証拠をその掌中に収めてしまっているため、事件に関する証拠は、再審請求の段階に至っても捜査機関に偏在している状況にある。

捜査機関が保存、管理している証拠は、事案の真相に迫るための最も基礎的な資料であるとともに、再審請求人による調査の端緒ともなり得るものである。特に、ほとんどの再審事件が刑事訴訟法435条6号に基づいて申し立てられている現状において、再審を開始するためには、無罪を言い渡すべき明らかな新証拠が必要となるところ、近年、再審が開始されたり再審公判によって無罪判決が確定したりした事例においては、捜査機関が収集したものの公判に提出されなかつた証拠（確定審段階から存在していた証拠）が再審請求前や再審請求手続において開示され、それが確定判決の有罪認定を動搖させる大きな原動力となったという場合が少なくない。これは、言わば隠された「古い」新証拠というべきものである。

③ したがって、無辜の救済という再審の理念を実現するとともに、再審請求人に対する手続保障を十分に図るために、確定審段階における公判未提出証拠を再審請求人に利用させること（再審における証拠開示）が必要である。特に、再審事件の場合、公判前整理手続又は期日間整理手続による証拠開示制度が適用されずに審理された事件が多いところ、そのような事件については、再審請求人は、公判未提出証拠を閲覧謄写する機会が制

度的に保障されないまま有罪判決を受けていることから、再審請求手続において証拠開示を認めるべき必要性は特に高いと言える。

他方、再審事件の場合、既に必要な証拠の取調べが行われて有罪判決が確定しているため、証人威迫や罪証隠滅のおそれは小さく、事件から長い年月が経過している場合には、関係者の名誉・プライバシー侵害のおそれも著しく低下しているのであって、通常審段階と比べれば、証拠開示に伴う弊害は類型的に少ないと言える。

そもそも、当連合会がかねてより主張しているとおり、えん罪を防止し、無辜を救済するためには、捜査機関が作成又は入手した全ての証拠について、その一覧表の交付を受けた上で、証拠を閲覧謄写する機会が与えられることが必要である（例えば、当連合会の2012年（平成24年）9月13日付け「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その2）」など参照）。そのことは、通常審だけではなく、再審請求手続にも同様に妥当する。証拠は、真実発見のための公共財であって、再審請求人の利益のためにも存在するものである。したがって、公判に提出されなかつた未提出証拠を閲覧謄写する機会を再審請求人に保障することは、証拠の本来の意義からいえば当然のことと言える。再審における証拠開示の法制化に当たっては、この点にも留意する必要がある。

（2）再審における証拠開示の法制化の方向性

- ① 再審においては、無辜の救済という再審の理念や、再審請求人に対する手続保障という観点から、再審請求人に対して、あらゆる証拠を吟味する機会が保障される必要がある。
- ② ところで、現行の再審請求手続の構造は、職権主義とされている。このことは、裁判所が職権で事案の解明を行うべき義務を負っていることを意味している。

したがって、職権主義ということを突き詰めていければ、裁判所がその職責を果たすことができるよう、刑事確定訴訟記録のみならず、捜査機関が作成又は入手した全ての証拠が裁判所に送付される必要があり、それを実現するためには、例えば、「書類、証拠物その他参考となる資料があるときは、あわせて送付しなければならない。」という趣旨の規定を設けることが考えられる（少年審判規則8条2項参照）。この場合、裁判所が再審請求人又は弁護人に対して、裁判所に送付された記録を閲覧謄写する機会を与えれば、（開示という方法とは異なるものの）目的を達成できるのであって、これも一つの方法と言える。

③ ただし、それ以外にも、捜査機関が保存、管理している証拠を再審請求人又は弁護人に「開示」するという方法によることも考えられる。これは、現在の再審実務の運用とも親和性があると言える（後述する「再審における証拠開示 制度要綱案」も、この方法を前提としている。）。

そして、再審請求人や弁護人に証拠開示等の申立権を認め、一定の要件を充足した場合に、裁判所が一定の命令等を行うことを義務付けることも、職権主義の手続構造と相容れないものではない。例えば、家事審判の手続は、職権主義の手続構造であるが、家事事件手続法では、当事者に証拠調べの申立権を認め、裁判所に応答義務を課している（同法56条1項）。また、裁判所は、当事者から申出があるときは、審問の期日において当事者の陳述を聴くことが義務付けられている（同法68条）。しかし、そのことが職権主義の手続構造と整合しないとは考えられない。したがって、当事者に対する手続保障を図り、裁判所の裁量の合理性を担保するために、当事者の申立権や、それに対する裁判所の応答義務を課することは、職権主義の手続構造の下でも許容されていると解される。

④ このような方法による場合、再審請求人が必要かつ十分な証拠の開示を受けられるようにするために、検察官及び裁判所の積極的な対応が必要である。すなわち、検察官は、「公益の代表者」（検察庁法4条）であり、再審請求権者としても筆頭に挙げられているのであるから（刑事訴訟法439条1項1号），無辜の救済のためには、再審においても証拠開示に積極的に対応することが求められている。また、通常審と異なり職権主義が採用されている再審請求手続において、裁判所には、仮に検察官がこのような責務を果たさない場合、証拠開示をめぐる争いを解決するために、適切に訴訟指揮を行うなどして積極的に関与することが求められている。

したがって、再審における証拠開示の法制化に当たっては、裁判所は、検察官に対し、証拠開示に関して必要な事項を命じることができ、検察官は、それに従う義務があることを明確にする必要がある。また、裁判所の訴訟指揮権の行使が適切に行われることを担保するために、裁判所が依拠する基準や手続を明確化し、一定の場合には、裁判所は、検察官に対して、証拠開示命令を発しなければならないこととする必要がある。

（3）「再審における証拠開示 制度要綱案」の趣旨

① 再審における証拠開示については、現行法上、明文の規定がないことに

加え、再審事件の件数が少ないことや、再審請求の審理手続が公開されていないこともある、その審理・運営に関するノウハウが蓄積されておらず、言わば手探りで審理が行われている状態である。証拠開示に関する法令の不存在による弊害（前記1の(3), (4)参照）も、そのような実情を反映したものと言える。

このような問題意識から、当連合会は、今般、全国各地の再審事件において、再審における証拠開示に関して実際に行われた弁護活動、これに対する検察官の対応及び裁判所の訴訟指揮等の実践例を調査した。当連合会がこのような網羅的な調査を行ったのは、今回が初めてのことであるが、その結果、明文の規定がない中でも、様々な運用上の工夫が行われている実情が明らかとなった。具体的には、別添「証拠開示に関する実例集」記載のとおりである。

② 前記のとおり、えん罪を防止し、無辜を救済するためには、本来であれば、捜査機関が作成又は入手した全ての証拠について、その一覧表の交付を受けた上で、証拠を閲覧謄写する機会が与えられることが必要である（前記(1)の③参照）。

しかし、通常審については、不十分ながらも、公判前整理手続又は期日間整理手続による証拠開示制度が法制化されているのに対し、再審における証拠開示については、そもそも規定すら存在しないことから、様々な弊害が生じているのであって（前記1の(3), (4)参照），もはやこのような状態を放置しておくことはできない。

そこで、当連合会では、現行の再審請求手続の在り方を前提としつつ、現在の再審実務の運用も踏まえた証拠開示のルールを明文化した法律の制定を求めて、「再審における証拠開示 制度要綱案」を提案するものである。

3 「再審における証拠開示 制度要綱案」の解説

(1) 証拠開示に関するルール（その1）～再審請求手続における証拠開示（別紙第1）

① 対象事件（別紙第1の1）

本制度要綱案で定める証拠開示制度は、原則として全ての事件に適用されるものとする。

ただし、事案の性質、再審の請求の理由、これまでの審理経過等に鑑み、明らかに同制度に基づく証拠開示の手続を行う必要がないと認めるとき（例えば、再審事由とはならないような確定判決の誤りを指摘する

に過ぎない場合や、過去の手続において証拠開示が重ねられるなどして必要かつ十分な証拠が開示されている場合など）は、適用除外とすることとし、そのことを裁判所の決定で明らかにすることとした。なお、この決定に対しては、即時抗告をすることができるものとしたので、決定には理由を付す必要がある（刑事訴訟法44条1項）。

また、同制度が適用されない場合でも、これまでの運用どおり、裁判所が訴訟指揮権に基づいて証拠開示に関する勧告等を行うことができることを確認的に規定することとした。

② 証拠一覧表の提出（別紙第1の2）

検察官に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の作成と提出を義務付けるものである。証拠開示の対象となる証拠の存否に関して、裁判所、検察官及び弁護人が共通認識を持つことによって、証拠の存否をめぐる不毛な争いをなくし、証拠開示に関する手続を迅速かつ的確に進めることが目的である。

したがって、証拠の一覧表は、証拠開示の手がかりとなる程度に証拠を特定できるものであることを要することから、単に証拠物の品名及び数量並びに証拠書類の標目、作成年月日及び作成者又は供述者だけではなく、証拠物についてはその保管場所、証拠書類についてはその丁数及び要旨も記載すべきことを明記した。なお、通常審で作成・交付される証拠一覧表では、証拠物の保管場所や証拠書類の丁数及び要旨の記載までは求められていないものの（刑事訴訟法316条の14第3項），前記のような証拠一覧表の趣旨に照らせば、この規定も改正されるべきである（当連合会の2014年（平成26年）5月8日付け「犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書」参照）。

③ 証拠開示命令（別紙第1の3）

再審請求手続で証拠開示が必要となる局面としては、例えば、（a）確定判決の有罪認定の根拠となった証拠の証明力を弾劾したり、請求人の提出した新証拠の証明力を的確に判断するための証拠開示、（b）確定判決の有罪認定を覆すために新たに行われる事実上・法律上の主張（例えば、確定審の段階では問題とされていなかった疑問点の指摘など）の当否を的確に判断するための証拠開示、（c）確定判決の有罪認定に合理的疑いが生じるか否かを判断するに当たり、新証拠以外の証拠（旧証拠）の証明力を再評価するための証拠開示が考えられる。

そのことを踏まえ、本制度要綱案では、必要性や重要性の高い一定類型

の証拠と、再審請求手続における請求人又は弁護人の主張立証に関する証拠について、裁判所は、請求人又は弁護人から請求があれば、相当でないと認めるときを除き、決定で、検察官に対して、証拠開示を命じなければならぬものとした。なお、証拠物については、再審請求手続外における証拠（証拠物を含む。）の閲覧謄写の制度を設けたが（別紙第2の1参照），検察官が保管する証拠物以外の証拠物の存在が明らかとなる場合もあることから、証拠開示命令の対象にも含めている。

また、この決定に対しては、即時抗告をすることができるものとしたので、決定には理由を付す必要がある（刑事訴訟法44条1項）。

④ 証拠の存否調査命令（別紙第1の4）

検察官が「不見当」、「不存在」と回答していた証拠について、後日、その存在が明らかになる場合が見受けられる。そこで、そのような事態を防ぐために、証拠開示に関する命令の対象となる証拠の存否を早期に確定させるべく、再審事件の実務で行われている運用を踏まえて、裁判所は、検察官に対し、証拠の存否を調査し、その結果を回答することを命ずることができるようにした。

別紙第1の4のうち、(1)は特定の範囲の（一定のカテゴリーに属する）証拠についての存否調査を、(2)は特定の証拠についての存否調査を、それぞれ命ずるものである。

なお、これは本来、通常審でも認められるべき制度であって、通常審でも同様の制度が設けられるべきである。

⑤ 生体試料その他の証拠物に関する特則（別紙第1の5）

再審事件の場合、事件発生からかなりの年月が経過していることが多く、鑑定試料の汚染や劣化等が生じる危険性は、類型的に高いと言える。そこで、裁判所は、生体試料その他の証拠物について、その証拠価値を保全するに必要があるときは、証拠開示の準備的行為として、鑑定を実施し、その結果を保管することを命ずることができるようにした。

⑥ 証拠開示に関する裁判所の権限（別紙第1の6）

裁判所は、必要があるときは、事実の取調べを行うことができるので（刑事訴訟法43条3項、445条），訴訟指揮権の一環として、検察官に対し、証拠の開示やこれに関連する事項を命ずることができると解釈されている。

しかし、裁判所が証拠開示に関する命令や勧告を行っても、検察官がこれに従わない場合があることから、証拠開示に関する裁判所の一般的な権

限を明記することとした。

(2) 証拠開示に関するルール（その2）～再審請求手続外における証拠の閲覧
謄写（別紙第2）

再審を請求しようとする者やその弁護人が証拠を閲覧謄写する手段としては、刑事確定訴訟記録法がある。ただ、同法では、閲覧の対象が公判提出記録に限られており、裁判所不提出記録や証拠物は対象外となっている。しかし、裁判所不提出記録や証拠物の中には、再審請求の準備をするにあたって閲覧謄写をする必要性が高く、閲覧謄写を認めることによる弊害がない証拠もある。したがって、一定の証拠については、再審請求中のみならず、再審請求前であっても、再審請求手続外における証拠の閲覧謄写という形で、これを閲覧謄写する手段を認めることとした。具体的には、以下のとおりである。

① 証拠物の閲覧（別紙第2の1）

証拠物については、客觀性が高いこと、証拠物の種類によっては紛失、廃棄、汚染、劣化等の危険があること、所有者に対する還付がなされる可能性があることから、再審請求手続外であっても閲覧を認めることとした。

なお、これは本来、通常審においても認められるべきものであって、その旨の改正が行われるべきであるが、とりわけ再審事件の場合、事件から長い年月が経過していることが多く、証拠物の汚染、劣化等の危険、及び、有罪判決の確定に伴う所有者に対する還付の可能性のいずれも高くなっていることから、再審請求手続段階での必要性が特に認められると言うべきである。

② 証拠書類等の閲覧謄写（別紙第2の2）

証拠書類については、過去の手続（確定審又は再審請求手続）で開示された証拠や、作成・交付されている証拠の一覧表は、その閲覧謄写を認めることに弊害はなく、必要性も高いことから、再審請求手続外であっても閲覧謄写を認めることとした。

(3) 証拠の保管のルール（別紙第3）

① 証拠の適正保管義務（別紙第3の1）

証拠開示が適切に行われるためには、その前提として、証拠（当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等を含む。）が適正に保管されていることが必要であることから、そのことを明記した。

なお、このことは、捜査手続、公判手続（通常審）及び再審請求手続を通じて一貫した要請であるため、これらの全ての手続に妥当する統一

的な規定を設けるべきである（前記「犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書」参照）。

② 証拠目録の作成及び送付義務（別紙第3の2）

証拠開示が適切に行われるためには、その前提として、全ての証拠の存在及び内容が把握されていることが必要であることから、そのことを明記した。

なお、このことは、捜査手続、公判手続（通常審）及び再審請求手続を通じて一貫した要請であるため、これらの全ての手続に妥当する統一的な規定を設けるべきである（前記「犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書」参照）。

③ 裁判所不提出記録及び証拠物の保管等義務（別紙第3の3）

現在の実務でも、検察官は、必要があれば裁判所不提出記録及び証拠物を保管等しているが、根拠規定が大臣訓令（記録事務規程及び証拠品事務規程）しかないので、法令上の根拠を設けることとした。なお、証拠物の中には、還付対象となるもの（以下「還付対象証拠物」という。）と、還付対象とならないもの（没収の裁判、所有権放棄又は刑事訴訟法499条3項の規定により国庫に帰属したもの。以下「還付対象外証拠物」という。）の2つの類型があり、本制度要綱案では、両者について共通の規定を設けた上で、還付対象証拠物についての特則を規定する（（1）ただし書、（5）、（7））という形を取っているが、以下では便宜上、2つの類型に分けて説明する。

まず、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠物については、検察官に対し、当該刑事被告事件に係る訴訟の記録（保管記録）と同一の期間（具体的には、刑事確定訴訟記録法2条2項及び別表の「二 裁判書以外の保管記録」で定める期間），保管を義務づけることとした（（1）本文）。また、検察官は、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠物について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定めて、その保管期間満了後も、これを保存するものとし、この保存期間は延長することができるものとした（刑事確定訴訟記録法3条参照）（（2））。さらに、再審を請求しようとする者、再審の請求をした者又はこれらの者の弁護人は、検察官に対し、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠物の保存又は保存期間の延長を請求できることとし（（3）、（4）），検察官がこれに応じないときは、裁判所に不服申立てを行うことができることとした（刑事確定訴訟記録法8条参照）（（6））。また、裁判所の決定に対しては、即時抗

告を行うことができることとした ((8))。

これに対し、還付対象証拠物については、その所有者の利益との調整が必要となる。そのため、還付対象証拠物については、検察官に対して保管を義務づける期間を、当該刑事被告事件に係る訴訟の終結後、6か月間とした ((1)ただし書)。ただし、還付対象証拠物について、検察官が再審の手続のため保存の必要があると認めるときは保管期間満了後も保存すること、この保存期間は延長することができること、再審を請求しようとする者等が検察官に対して保存又は保存期間の延長を請求できることは、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠物と同様である（刑事確定訴訟記録法3条参照） ((2), (3), (4))。なお、検察官が保管・保存することとされた還付対象証拠物については、検察官に保管・保存の権限があることの反面として、検察官は、当該証拠物の所有者から還付請求があつても、これを拒絶しなければならない。そのため、検察官がこれらの処分を行うにあたっては、当該証拠物の所有者の意見を聴かなければならぬこととした ((5))。そして、再審を請求しようとする者、再審の請求をした者若しくはこれらの者の弁護人又は当該証拠物の所有者は、当該証拠物の保存に関する検察官の処分に対して不服があるときは、裁判所に不服申立てを行うことができることとし（刑事確定訴訟記録法8条参照） ((6))、裁判所は、決定をするにあたっては、相手方の意見を聴かなければならぬこととした ((7))。なお、「処分……の変更」 ((6)) とは、例えば、還付対象証拠物のうち生体試料その他の証拠物に限り、鑑定に必要な限度で保存を命じることなどが考えられる。また、裁判所の決定に対しては、即時抗告を行うことができることとした ((8))。

以上

再審における証拠開示 制度要綱案

第1 証拠開示に関するルール（その1）－再審請求手続における証拠開示

1 対象事件

- (1) 再審の請求を受けた裁判所は、後記2以下の内容に従って証拠開示に関する手続を進めるものとする。ただし、事案の性質、再審の請求の理由、これまでの審理経過等に鑑み、明らかにその必要がないと認めるときは、後記2以下の規定による証拠開示に関する手続を行わない旨の決定をすることができる。この決定に対しては、請求人及び弁護人は、即時抗告をすることができる。
- (2) (1)但書の決定があったときは、後記2以下の規定は適用しない。ただし、裁判所が個別に必要性を認めた場合に証拠開示に関する訴訟指揮を行うことを妨げない。

2 証拠一覧表の提出

裁判所は、請求人又は弁護人から請求があったときは、検察官に対し、検察官が保管する証拠の一覧表（証拠物については品名、数量及び保管場所、証拠書類については書類の標目、作成年月日、作成者又は供述者、丁数及び要旨を記載したもの）を作成した上で、これを提出するよう命じなければならない。

3 証拠開示命令

- (1) 裁判所は、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、確定判決の有罪認定の根拠となった証拠に関連すると認められる証拠について、請求人又は弁護人から開示の請求があったときは、決定で、検察官に対し、当該証拠を請求人又は弁護人に開示することを命じなければならない。ただし、確定判決の有罪認定の根拠となった証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当でないと認めるときは、この限りでない。

- ① 証拠物及び押収手続記録書面
- ② 検証調書（刑事訴訟法（以下「法」という。）321条2項、3項）及び実況見分調書（法321条3項）（これに準ずる書面を含む。）
- ③ 鑑定書（法321条4項）（これに準ずる書面を含む。）
- ④ 被告人の供述録取書等及び取調状況記録書面
- ⑤ 確定審で証人尋問が実施された証人及び証拠採用された供述録取書等の供述者の供述録取書等

- (2) 裁判所は、再審の請求の理由又は再審請求手続において提出された証拠書類若しくは証拠物の内容に関連すると認められる証拠について、請求人又は弁護人から開示の請求があったときは、決定で、検察官に対し、当該証拠を請求人又は弁護人に開示することを命じなければならない。ただし、その関連性の程度その他確定判決の有罪認定の根拠となつた証拠の証明力を判断するため当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当でないと認めるときは、この限りでない。
- (3) (1), (2)の請求についてした決定に対しては、請求人及び弁護人又は検察官は、即時抗告をすることができる。

4 証拠の存否調査命令

- (1) 裁判所は、証拠開示に関する手続を迅速かつ的確に進めるため必要があると認めるときは、請求人若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、その保管する証拠（当該事件の捜査の過程で作成され、または入手した書面等であつて、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものも含む。）であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの一覧表（証拠の標目、作成年月日、作成者又は供述者、丁数及び要旨を記載したもの）の提出を命ずることができる。
- (2) 裁判所は、証拠開示に関する手続を迅速かつ的確に進めるため必要があると認めるときは、請求人若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、特定の証拠について、その存否の報告を命ずることができる。この場合において、検察官が当該証拠は存在しないとの報告を行つたときは、裁判所は、検察官に対し、当該証拠の存否を調査した方法及び範囲、当該証拠の保管及び廃棄の状況その他当該証拠が存在しないと判断した具体的な理由を書面で報告するよう命じなければならない。

5 生体試料その他の証拠物に関する特則

裁判所は、請求人若しくは弁護人の請求により又は職権で、生体試料その他の証拠物について、その証拠価値を保全するために必要があると認めるときは、検察官に対し、鑑定を実施し、その結果を保管することを命ずることができる。

6 証拠開示に関する裁判所の権限

前記2から5までによるもののほか、裁判所は、必要があると認めるときは、検察官に対し、証拠の開示及びこれに関連する事項を命ずることができる。

第2 証拠開示に関するルール（その2）－再審請求手続外における証拠の閲覧賛

写

1 証拠物の閲覧

検察官は、再審を請求しようとする者、再審の請求をした者又はこれらの者の弁護人から請求があったときは、検察官が保管する証拠物を閲覧する機会を与えるなければならない。

2 証拠書類等の閲覧・謄写

検察官は、再審を請求しようとする者、再審の請求をした者又はこれらの者の弁護人から請求があったときは、検察官が保管する裁判所不提出記録のうち、当該刑事被告事件又は刑事再審事件の手続において開示された証拠書類及び交付された証拠一覧表を閲覧する機会を与えるなければならない（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会を与えるなければならない。）。

第3 証拠の保管のルール

1 証拠の適正保管義務

- (1) 司法警察職員及び検察官は、証拠（当該事件の捜査の過程で作成され、または入手した書面等を含む。以下、この章において同じ。）を適正に保管しなければならない。
- (2) 検察官は、司法警察職員に対し、司法警察職員が行う証拠の保管を指揮監督し、これが適正に行われるようしなければならない。

2 証拠目録の作成及び送付義務

- (1) 司法警察職員及び検察官は、収集した全ての証拠について、証拠目録（証拠の標目、作成年月日、作成者又は供述者、丁数及び要旨を記載したもの）を作成しなければならない。
- (2) 司法警察職員は、証拠目録を検察官に送付しなければならない。

3 裁判所不提出記録及び証拠物の保管等義務

- (1) 検察官は、裁判所不提出記録及び証拠物について、当該刑事被告事件に係る訴訟の記録と同一の期間、これを保管するものとする。ただし、証拠物のうち還付の対象となるもの（以下「還付対象証拠物」という。）については、保管期間は、当該刑事被告事件の訴訟終結後、6か月間とする。
- (2) 検察官は、裁判所不提出記録及び証拠物について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定めて、これを保存するものとする。この保存期間は、延長することができる。
- (3) 再審を請求しようとする者、再審の請求をした者又はこれらの者の弁護人は、検察官に対し、証拠物の保存又は保存期間の延長を請求することができ

る。

- (4) (3)の規定による請求があったときは、検察官は、請求に係る証拠物を保存するかどうか、保存期間を延長するかどうか（延長する場合には、その期間）を決定し、請求をした者にその旨を通知しなければならない。
- (5) 検察官は、還付対象証拠物について、(2), (4)の処分を行うときは、当該所有者の意見を聴かなければならない。
- (6) 検察官の(2), (4)の処分に不服があるときは、当該証拠物の所有者又は(3)の規定による請求をした者は、その検察官が所属する検察庁の対応する裁判所（ただし、再審請求事件が係属しているときは、当該再審請求事件が係属する裁判所）にその処分の取消し又は変更を求めることができる。
- (7) 裁判所は、還付対象証拠物について、(6)の請求に対する決定をするときは、相手方（当該証拠物の所有者から不服申立てがあったときは(3)の規定により請求をした者、(3)の規定により請求をした者から不服申立てがあったときは当該証拠物の所有者）の意見を聴かなければならない。
- (8) (7)の決定に不服があるときは、請求人及び弁護人又は検察官は、即時抗告をすることができる。

再審における証拠開示に関する実例集

調査・分析：日本弁護士連合会 人権擁護委員会 再審における証拠開示に関する特別部会

1. 開示対象とされるべき証拠の範囲を広く解する必要性を示す実例

○捜査機関が組織的に利用することを予定していないメモ等

(1) 大崎事件（第2次即時抗告審）

弁護人の証拠開示請求に応じ、裁判所が検察官に対し、証拠の標目を作成し、これを弁護人に開示するよう勧告したところ、その前後において、検察官が任意に多数の証拠を開示した。その中に、捜査機関作成の供述調書一覧や書類目録、証拠目録等が含まれていた。その他にも、捜査機関のメモが多数開示された。

(2) 日野町事件（第2次請求審）

裁判所が、検察官に対し証拠の一覧表の作成及び提出を求めたうえで、未開示証拠の開示勧告を行ったところ、検察官が一度未開示証拠は不存在との回答を行ったのち、新たに指掌紋を採取したゼラチン紙や現場指紋検出結果報告書等の未開示証拠を開示するに至った。

○鑑定人等が作成したメモ等

(1) 狹山事件（第3次請求審）

弁護人が証拠開示を求め、裁判所がポリグラフチャートの開示を促し、開示された。

(2) 名張事件（第7次差戻後異議審）

弁護人が、検察官側鑑定の基となる全データの開示及び同鑑定に使用された鑑定資料の開示を求めたところ、検察官が開示した。

(3) 飯塚事件（請求審）

請求人がDNA鑑定記録や目撃証言関連記録の開示を求め、一部の証拠が任意開示された。

(4) 大崎事件（第2次即時抗告審、第3次請求審）

第2次再審請求即時抗告審において、裁判所が法医学者の証人尋問に関する証拠を事前に開示するよう求めたところ、第1次再審における検察側の鑑定人にかかる鑑定作業の経過を記録した書面が多数開示された。

第3次再審請求において、請求人が証拠開示を求めたところ、裁判所からも証拠開示が促され、証拠45点、46本のネガフィルムが開示され、合計1713枚の写真が開示された。その中には、遺体発見時の遺体写真や解剖写真とい

った新証拠の証明力に影響する証拠が含まれていた。

(5) 恵庭事件（第1次請求審）

弁護人が証拠開示を求め、裁判所も任意開示を促したところ、検察官が裁判所の適示した証拠（ガスクロマトグラフ、燃料油類成分質量分析の関係書類、逮捕状添付書類、検死調書、目撃者の供述調書等）を開示した。再審請求審は棄却決定であったが、証拠開示により明らかとなつた目撃者の初期供述から請求人のアリバイが成立する可能性を認める旨の認定をした。

○他事件の捜査で収集された証拠等

(1) 榎井村事件

再審請求審の審理中において、警察の調査により、香川県警察本部で保管されている書類綴りに本件及びそれに関連する余罪事件の書類があることが判明したため、それが開示され、事件構造の把握に寄与したことで、再審開始の原動力となった。

(2) 足利事件

再審公判において弁護人が証拠開示を求めたところ、請求人が被疑者とされていた別件の証拠が開示された。別件については請求人にアリバイがあつたにもかかわらず、本件と同様の自白に追い込まれていたことから本件の自白の信用性を低下させる一事情となつた。

○その他の参考事例

(1) 日野町事件（第2次請求審）

請求人が証拠開示を求めたところ、裁判所による証拠開示勧告を受けて、検察官が多数の公判未提出証拠の証拠開示をした。その中には、「逮捕状の不執行など捜査過程の重大な事実に関する証拠」「実況見分の実施過程や実況見分調書の作成過程に疑問を生じさせる証拠」「捜査機関によるアリバイ関係者に対する工作を示す証拠」等が含まれていた。

(2) 裕田事件（第2次請求審）

第2次再審請求において、請求人が証拠開示を求め続け、裁判所も任意開示を促したところ、2010年9月以降11回にわたり合計583点の証拠が開示された。裁判所は2011年12月5日に開示勧告をし、5点の衣類発見時のカラー写真、同衣類販売会社役員の供述調書、32通の否認調書、全23巻の取調べ録音テープ等の証拠が開示された。裁判所は2013年7月5日にも、理由（確定審で公判前整理手続がなされていれば主張関連証拠として当然開示の対象になっていたこと、自白の信用性判断や供述心理鑑定に関する可能性があること、旧証拠との関連性があること、事件発生からの経年により開示の弊害

が考えにくいこと）を付して、書面による証拠開示勧告を行った。結果として合計600点近くの証拠開示がなされ、証拠開示によりズボンタグの「B」について、確定審の判断に誤りがあり（「型」でなく「色」であったこと）、それが確定審当時における検察官未提出証拠に含まれていたことが明らかとなったり、取調べ録音テープの開示により証拠排除された45通の自白調書に関する取り調べの実態が明らかになった。開示証拠も新旧全証拠の総合評価に取り入れられており、再審開始決定に繋がった。

静岡地裁が2014年3月27日に再審開始を決定したが、即時抗告審の東京高裁は4年余りの審理の末、2018年6月11日、再審開始決定を取り消した。現在、最高裁に特別抗告審が係属中である。

2. 証拠開示について裁判所の役割の重要性を示す実例

○裁判所の訴訟指揮により証拠開示が実現し、再審無罪が確定した事例

(1) 弘前事件

確定審において犯人性を立証するための証拠として、請求人の靴に被害者の血液型と同型の人血が付着していたとする鑑定が出されていたが、検察官が弁護人の請求に応じず、開示されなかつた一件記録が、裁判所の取寄せ決定により取り調べられたところ、同鑑定人がより早い時期に「血液型が資料不足で判別できず」と記載した鑑定があつたことが判明した。血痕の証拠価値の問題が争点となり、シャツの血痕も押収後に作出された疑いがあるとされ、同鑑定を含めた有罪認定を支える証拠の作成過程に疑惑が生じた。

仙台高裁が1976年7月13日に再審開始を決定し、同高裁は「犯人性を推認する証拠は何一つ存在しない」と判示して無罪判決を言い渡し、確定した（1977年2月15日）。

(2) 免田事件

裁判所が検察官に対する送付嘱託（1956年2月11日）を行い、検察官の未提出証拠を取り寄せた結果、請求人のアリバイや供述の信用性を裏付ける供述調書等が開示され、アリバイ主張を認めて再審開始となつた。

福岡高裁が1979年9月27日に再審開始を決定し、検察官の特別抗告は棄却され、熊本地裁八代支部で無罪判決が言い渡され確定した（1983年7月15日）。

(3) 財田川事件

裁判所が、検察官に未提出記録の開示を促したところ、1970年10月には警察が保管していた未送致記録の捜査状況報告書綴り2冊、関係人供述調書綴

り 1 冊, 1977年10月には捜査課と捜査本部の各捜査書類綴り 2 冊がそれぞれ開示された。後者の開示証拠により, 秘密の暴露があるとされていた自白が, 秘密の暴露に該当しなかったことが裏付けられ, 自白の信用性に影響を及ぼした。

高松地裁が1979年 6 月 7 日に再審開始を決定し, 檢察官の即時抗告は棄却され, 同地裁で無罪判決が言い渡され確定した (1984年 3 月 12 日)。

(4) 松山事件

裁判所 (第 2 次請求審) の勧告により開示された未提出記録 6 冊の中に, 犯人性を立証する証拠とされていた血液が付着したとされる掛け布団に「ベンチジン, ルミノール反応とも陰性」として血液反応が存在しないと結論づける鑑定などがあった。

仙台地裁が1979年12月 6 日に再審開始を決定し (検察官の即時抗告棄却), 仙台地裁で無罪判決が言い渡され確定した (1984年 7 月 11 日)。

(5) 徳島事件

第 5 次再審請求の審理を始めるに際し, 三者打合せの中で裁判所が証拠開示を勧告し, 檢察官が未提出記録である警察の初動捜査に関する記録や目撃者である少年 2 人の目撃供述の変遷経過を示す証拠等22冊を開示した。これにより, 証拠構造上核心的な目撃証言の信用性に関わる多数の重要な未提出証拠が存在していたことが明らかになった。

第 6 次再審請求において, 徳島地裁が1980年12月13日に再審開始を決定し, 檢察官の即時抗告が棄却され, 同地裁が無罪判決を言い渡し確定した (1985 年 7 月 9 日)。

(6) 梅田事件

第 2 次再審請求において, 裁判所の勧告により検察官が未提出記録の目録を提出したため, 裁判所がその中から証拠を特定して, 職権により地検から公判未提出記録である供述調書や捜査記録, 写真等を多数取り寄せた。そこに含まれていた被害者の頭蓋骨写真等の証拠により, 確定判決が認定した実行行為との不一致が明らかになった。

釧路地裁網走支部が1982年12月10日に再審開始を決定し, 檢察官の即時抗告が棄却され, 釧路地裁が無罪判決を言い渡し確定した (1986年 8 月 27 日)。

(7) 島田事件

裁判所が刑訴法445条の「事実の取調」の前提として昭和60 (1985) 年 3 月 20 日付文書取寄決定をし, 檢察官に事件発生後から逮捕日までの捜査日誌, 現場の足跡採取に関する捜査報告書等の提出を求めたところ, 逮捕日付捜査

日誌の付表欄のみと足跡採取に関する報告書2通を提出し、その余は拒んだ。これらの報告書により、自白における犯行順序や遺体損傷状況、犯行後の足取りに関する供述が、客観的事実に反していることが判明し、自白の信用性に疑問が生じたことから、再審開始に至った。

静岡地裁が1986年5月30日に再審開始を決定し、同地裁が無罪判決を言い渡し確定した（1989年1月31日）。

(8) 榎井村事件

弁護人が、1951年、請求人は無実であり再審請求の予定である旨を主張して刑事確定訴訟記録の保存を申し出たにもかかわらず、1962年6月に判決書を除いて刑事確定訴訟記録が廃棄された。もっとも、再審請求審の審理中に、警察の調査により、香川県警察本部で保管されている書類綴りに本件及びそれに関連する余罪事件の書類があることが判明した。裁判所は、三者協議において検察官に対し、上記書類の謄本を、原本と照合した上で証拠として提出するか否かを質したところ、検察官は「別組織である県警保管の文書を、検察庁が入手して提出、あるいは県警に提出させることはできない」と述べた。これに対し、裁判所は「従前からの経緯では、裁判所に原本全部を持参してもらい、既に検察官、弁護人が入手している写し部分以外にも本件と関連する部分があるかどうかを確認することについては暗黙の了解があったように思われる。検察官の方でも、他にも本件と関連する部分があるかどうかの確認ができるよう努力してもらいたい」と述べ、裁判所内での法曹三者立会いの下で「原本照合」及び「他に本件に関連する文書がないかどうかの確認」の実施を決めた。これにより未開示証拠も開示されたため、これらの開示証拠が、旧証拠の内容再現にも寄与し、証拠構造の把握や総合評価が十分可能となった。再審無罪となった結果に照らしても、再審事件における保管記録の廃棄が極めて不当であったことが明らかとなり、再審事件における記録保管・廃棄に関する問題点が顕在化した。

高松高裁が1993年11月1日に再審開始を決定し、同高裁が無罪判決を言い渡し確定した（1994年3月22日）。

(9) 足利事件

裁判所は、検察庁から裁判所に提出された後、裁判所の保管庫に保管されている証拠物である「半袖下着」の証拠保全のために押収（刑訴法99条2項〔※現行法の同条3項〕）を決定して押収を行った上で、押収した半袖下着を自治医科大学法医学教室に保管させる旨の決定をした。裁判所の上記措置により、半袖下着はマイナス80℃で保管されることになり、後のDNA型再鑑

定が可能となった。

東京高裁が2009年6月23日に再審開始を決定し、宇都宮地裁で無罪が言い渡され確定した（2010年3月26日）。

(10) 東京電力女性社員殺害事件

裁判所が、検察官が保管している臍内容物等の証拠物について、証拠開示の準備行為として、保管するよりも検察庁でDNA型鑑定を求めたところ、検察庁がDNA型鑑定を行った。当該DNA型鑑定によって請求人の犯人性が否定された。

東京高裁が2012年6月7日に再審開始を決定し、検察官の異議申立は棄却され、同高裁で確定第1審の無罪判決に対する検察官の控訴を棄却する判決が言い渡され確定した（2012年11月7日）。

(11) 布川事件

弁護人が個別証拠開示を求め続けたところ、第1次再審で11点、第2次再審及び再審公判で127点、証拠物9点などの証拠開示がなされた。開示された証拠の中でも、逮捕2日後の取調べ録音テープ、頸巻きパンツ、請求人らの痕跡不存在を示す毛髪鑑定書2通、死体検案書、目撃証人の初期供述、捜査報告書等によって、殺害方法や請求人両名の自白や目撃証言の信用性に疑問があることが判明し、再審開始決定に至った。

水戸地裁土浦支部が2005年9月21日に再審開始を決定し、検察官の即時抗告及び特別抗告がいずれも棄却され、同地裁支部が無罪判決を言い渡し確定した（2011年5月14日）。

(12) 東住吉事件

即時抗告審において、裁判所が「取調べ備忘録・取調べメモに該当する捜査報告書」について証拠開示の勧告をし、検察官が該当する証拠として報告書15通を開示した。即時抗告審決定では、開示された取調べ備忘録・取調べメモを根拠に取調べ官の偽証の可能性が指摘され、再審公判では、自白の任意性を否定する根拠の一つとされた。

大阪地裁は2012年3月7日に再審開始を決定し、検察官の即時抗告は棄却され、同地裁で無罪判決が言い渡され確定した（2016年8月10日）。

(13) 松橋事件

弁護人が、再審請求の申立前に、検察庁で証拠物の閲覧を求めたところ、焼却されたはずのシャツの左袖部分の布片が開示された。これにより、被告人が犯行に使用したのちに焼損したと自白した上記布片について、その布片が焼損されておらず、被告人の自白に客観的状況と矛盾する部分があること

が明らかとなり、再審開始、再審無罪の原動力となった。また、再審請求審においても、裁判所は、検察官に対し、証拠物に関する鑑定嘱託書・鑑定書・検査報告書等、実況見分が行われた際の写真・ネガ・ビデオテープ・録音テープ、被告人及び関係者の供述録取書等・取調小票・取調メモ等について、その有無を調査し、検察庁及び熊本県警察に現存する該当証拠について、その標目を弁護人に開示するよう勧告したり、実況見分の状況を撮影したビデオテープの現物を開示するよう勧告したりするなど、証拠開示に向けた積極的訴訟指揮が執られた。

熊本地裁が2016年6月30日に再審開始を決定し、検察官の即時抗告及び特別抗告がいずれも棄却され、同地裁における再審公判で無罪判決が言い渡され、即日確定した（2018年3月28日）。

○その他、証拠開示をめぐる裁判所の訴訟指揮の実例

（1）大崎事件（第2次即時抗告審）

裁判所は、書面による勧告の形式で、検察官に対し、書類の標目の開示、及び弁護人が類型的に掲げた証拠書類について「その有無を調査し、現存する書類の標目を作成し、申立人弁護人に対して開示されたい」とした。

【福岡高裁宮崎支部勧告書平成25年7月18日】

「当裁判所は、福岡高等検察庁宮崎支部検察官に対し、次のとおり勧告する。

1 申立人弁護人に対し、申立人の第一次再審請求事件にかかる検察庁保管の書類の標目を開示されたい。

2 別紙1及び別紙2記載の各書類について、その有無を調査し、検察庁及び鹿児島県警察に現存する書類（開示済みのものを除く。）の標目を作成し、申立人弁護人に対し、その標目を開示されたい」。

【解説】

大崎事件第2次再審請求においては、再審請求審の中で、検察官が「第1次再審時に検察庁が収集した証拠の標目を作成した」と発言したために、その標目（その意味で、検査機関が保有している証拠資料の一覧表としての通常の「証拠の標目」とは異なる）の開示を弁護人が求めていたという経緯がある。上記裁判所勧告の第1項は、その標目の開示を勧告したものである。

第2項の別紙は、弁護人が、「供述調書」や「検査報告書」など、検査において必ず作成されていたであろう証拠を類型的に記載した書面であ

る。第2次再審請求審時、「未開示証拠は不見当である」との答えしか明らかにしない捜査機関に宛てて、弁護人から「証拠の有無、廃棄の有無、その時期」などを答えさせるために作成した文書であった。

(2) 大崎事件（第3次請求審）

第3次再審請求段階でも、弁護人は、改めて未開示の証拠の開示を検察官に求めるよう、裁判所に請求した。裁判所は、それら未開示証拠のうち、弁護人側の法医学鑑定人の尋問を控えた段階であったので、鹿児島地裁は、被害者の遺体発見時及び解剖時の写真について、先行して開示するように勧告した（2015年11月4日付）。

(3) 褒田事件（第2次再審請求審）

裁判所は、検察官に対し、書面により証拠の開示を勧告した（2011年12月5日付）。

(4) 東住吉事件（即時抗告審）

大阪高裁は、請求人らの取調べ備忘録、取調べメモの開示及び証拠開示に関する求釈明に回答するよう、書面により勧告した（2012年6月18日付）。

(5) 福井女子中学生殺人事件（請求審）

名古屋高裁金沢支部は、弁護人が証拠開示を求めている物的証拠の「存否について明らかにせよ」と書面により勧告し（2007年9月7日），その検察官の回答の中で「ある」「存在する」と答えた物証について、弁護人に開示することを勧告した（2008年2月18日付）。

さらに弁護人が開示を求めた「供述調書」について、「未開示証拠の有無を明らかにすることを勧告する」（2009年10月13日付）としたうえで、これについてもまた、後に検察官が「存する」と回答した調書について書面により開示を勧告した（2009年11月12日付）。

(6) 名張事件（第7次異議審）

名古屋高裁は、弁護人が請求する具体的な証拠について書面により開示を勧告した（2006年9月1日）。

3. 証拠の一覧表の必要性を示す実例

(1) 大阪強姦事件

標記事案において、裁判所は、決定の形式で、検察官に対し、手持ち証拠の一覧表を、弁護人に交付することを命じた。

【大阪地裁決定平成27年1月14日（判例時報2347号127頁）】

（主文）「検察官は、弁護人に対し、本件について捜査機関が保管する一切

の証拠の一覧表（証拠書類については、標目、作成年月日及び作成者（供述録取書にあっては供述者）の氏名の一覧を、証拠物については品名の一覧を、それぞれ記載した書面をいう。）を、平成27年1月31日までに、交付せよ」。

（理由（抜粋））「従前開示された証拠は、このような観点（引用注：前段で新証拠の内容等を指摘）からの信用性判断に十分であるとは限らず、他にも利用できる証拠のある可能性がある。そうすると、弁護人に主張、立証を尽くさせるとともに、実体的真実を発見するためには、改めて検察官が所持する証拠について、開示を求める機会を付与することが相当である（再審請求事件においても、裁判所は、具体的な事情の下で、開示の必要性と開示による弊害とを参照した上、その訴訟指揮権に基づき、証拠開示を命じることができると解される。最高裁第二小法廷昭和44年4月25日決定（刑集23巻4号248頁）もこれを否定する趣旨とは理解されない。）」。

「当裁判所は、本件の審理を円滑に進行させるため、訴訟指揮権に基づき、検察官に対し、弁護人に、捜査機関の保管する一切の証拠の一覧表を交付することを命ずることにする。このような一覧表の交付を命じることも訴訟指揮権の範囲内と考えられる上に、これによる弊害の生じるおそれが、少なくとも本件において、あるとは考えにくいからである」。

【解説】

上記決定は、証拠の一覧表の交付を検察官に命じることは、訴訟指揮権の範囲に属し、かつ、昭和44年決定もこれを否定するものではないとの見解に立ったものである。

なお、同事件においては、裁判所ではなく、弁護人に対する一覧表の交付が命じられているが、証拠開示に検察官が激しく抵抗している場合や、証拠の存否自体が不明確な場合においては、裁判所が証拠開示に適切に介入するため、検察官に対して証拠の存否の調査を命じ、その結果たる一覧表を裁判所に提出させることも有効である。

（2）大崎事件（第2次即時抗告審）

大崎事件第2次再審請求では、請求審裁判所（鹿児島地裁）が弁護人の再三の証拠開示命令申立てを一顧だにせず、何らの対応も行わずに請求を棄却したため、弁護人は同即時抗告審において、「証拠開示こそが再審請求における公正な審理の前提として、まずもって実現されるべき積み残し課題」であって、これを行わずに請求について判断するのは「審理不尽である」旨主張した。

そして、原審において検察官が作成した事実を明言し、検察官と弁護人との間でその開示が争点になっていた「第1次再審請求時に検察官が収集した証拠

の標目」の開示、及び捜査機関がいまだに保有しているであろう証拠を類型的・網羅的に整理した照会書（当該証拠群の個別証拠の有無や廃棄事実の有無及びその時期について回答するための書面で、弁護人が作成したもの）について捜査機関が回答をすることを命ずるよう、裁判所に対し、請求した。

裁判所は、上記請求書提出後の打合わせ期日において、検察官に対し、上記請求についての意見を次回打合わせ期日までに出すよう指示し、検察官の意見が提出され次第証拠開示についての判断ができるだけ早く行う旨明言した。

上記の裁判所の指示に対し、検察官は次回打合わせ期日当日に「証拠開示を命ずることは相当ではない」旨の意見書を提出したが、そのわずか1週間後に、裁判所が証拠開示について書面で検察官に勧告を行った。

【福岡高裁宮崎支部平成25年7月18日付勧告】

「当裁判所は、福岡高等検察庁宮崎支部検察官に対し、次のとおり勧告する。

- 1 申立人弁護人に対し、申立人の第一次再審請求事件にかかる検察庁保管の書類の標目を開示されたい。
- 2 別紙1及び別紙2記載の各書類について、その有無を調査し、検察庁及び鹿児島県警察に現存する書類（開示済みのものを除く。）の標目を作成し、申立人弁護人に対し、その標目を開示されたい」。

【解説】

上記勧告は、弁護人の証拠開示命令申立に対し、裁判所が訴訟指揮権に基づいて検察官に勧告したものである。このうち1項については、通常の証拠の標目とは異なるが、本事件で問題になっていた「第1次再審請求時に検察官が収集した証拠の標目」の開示を求めた点、2項については、「証拠の有無を調査し、現存する書類の標目」の作成を命じた点、それらを「弁護人に対し」開示されたい、とする点で極めて画期的な勧告であった。

なお、検察官は、上記勧告には従わず、「検察官が保管する書類のうち、現時点での開示による弊害がないことなどの確認を了した証拠を裁判所に対して任意に開示する」として五月雨的に212点の証拠を開示した後、「検察官が保管した証拠はすべて開示したため標目の開示の必要性がない」などとして、「リスト開示に応じない」と最後まで抵抗を示した。

弁護人は「すべて開示したかどうかの検証をするためにも標目を開示すべき」と主張したが、裁判所が「裁判所限りでの検証ならよいか」と検察官に求めたところ「裁判所から要望があれば検討したい」と答えたため、弁護人に対しその旨の上申を出すよう積極的な訴訟指揮を行った。弁護人の上申に応えて、当該標目につきいわゆるインカメラ手続類似の検証（刑訴法316条

の27第2項参照)を行った裁判所は、最後にさらに1点の証拠について検察官に開示を勧告し、その証拠も開示された。

(3) 日野町事件（第1次請求審）

標記事件の第1回三者協議期日（平成13年12月11日付）において、弁護団が全面的証拠開示を求めたところ、裁判長が口頭で「検察官は確定事件についての未提出記録一覧を書面で提出することも検討してください」と述べ、検察官は「検討します」と述べた。1週間後、検察官は、警察から検察官宛に送致された記録の「送致書」（書証及び証拠物の目録添付のもの）合計34通の写しを弁護団と裁判所に提出した。ただし、その多くを占める「犯罪捜査復命書」が年月日と作成者氏名のみの記載であり、その内容の要旨が不明であったため、第2回期日（平成14年1月29日付）及び第3回期日（同年3月16日付）において弁護人が各証拠の立証趣旨ないし内容の要旨を明らかにするように求めたところ、検察官は送致書34通、合計516点の書証について、後記のような要旨の記載を含む一覧表を作成し、弁護人に交付した。これにより、警察からの送致証拠の概要が明らかになり、第1次再審請求審のみならず、第2次再審請求審においても、当該一覧表の記載を軸として証拠開示請求が行われ、裁判所が証拠開示の必要性や開示にかかる証拠の位置づけを理解するために重要な機能を果たし、結果として証拠開示が大きく進展する原動力となった。

【検察官から弁護人に交付された一覧表】

文書の標目	作成年 月日	作成者	要旨
1 犯罪捜査 復命書	S63. 3.7	甲（警察 官実名）	捜査の端緒・経過
2 電話受信 簿	S59.12 .29	乙（警察 官実名）	Vの捜索願の電話を 受理したこと
3 犯罪捜査 復命書	S59.12 .30	丙（警察 官実名）	Vの失踪時の状況等

(4) 補足

上記のほか、狭山事件（第3次請求審）では、証拠物に限定してであるが、その一覧表について、裁判所の再三の要請により、検察官はこれに応じ、（法務省の「証拠品事務規程」に定められている）領置票（高検保管の証拠物279点を記載）の写しを弁護人に交付した。

また、松橋事件（請求審）においては、弁護人が求めていた証拠開示申立てに対して、2013年12月9日、検察官に対し、書面で証拠開示勧告を行った。その内容は、犯行現場に残された血痕や指紋、足跡などに関する鑑定書等の客観的な証拠、及び、未提出の関係車の供述調書等11項目について、①目録を作成の上、裁判所及び弁護人に開示せよ、②証拠を弁護人に開示せよ、というものであった。

4. 裁判所の主導による証拠の存否の調査の重要性を示す実例

（1）榎井村事件

裁判所は、第12回三者協議（高松高裁平成4年7月6日付期日調書）で、検察官に対し、県警保管の「昭和式壹年重要犯罪捜査報告綴」と「重大凶悪犯」の綴りの謄本を、原本と照合した上で証拠として提出するか否かを質したところ、検察官は1992年7月15日の協議期日で「別組織である県警保管の文書を、検察庁が入手して提出、あるいは県警に提出させることはできない」と述べた。これに対し、裁判所は「従前からの経緯では、裁判所に原本全部を持参してもらい、既に検察官、弁護人が入手している写し部分以外にも本件と関連する部分があるかどうかを確認することについては暗黙の了解があったように思われる。検察官の方でも、他にも本件と関連する部分があるかどうかの確認ができるよう努力してもらいたい」と述べ、裁判所内での法曹三者立会いの下で「原本照合」及び「他に本件に関連する文書がないかどうかの確認」の実施を決めた。1992年7月20日、裁判所で、照合及び確認作業の仕方に関する打ち合わせを行い、法曹三者で定めた条件で県警に協力要請をすることで合意をみた（「照合・確認は裁判所の法廷内で行い、警察官が立会いを希望するなら傍聴席で待機する」「照合・確認の際、謄本で提出されたもの以外に本件と関連性があると判断された文書は、後日県警に謄本を作成して提出してもらう。不鮮明な箇所は、弁護人の希望どおり、謄本作成者の方で明確にし、認証文言を付加してもらう」等）。その結果、県警保管の上記文書綴りの謄本が弁護人に送付され、1992年11月16日に裁判所で法曹三者及び警察官立会いの下での証拠の照合・確認作業が実施された。

（2）名張事件（第5次特別抗告審、第7次異議審）

- ① 裁判所は、検察官に対し、供述調書の存否を調査し、その結果を回答するよう照会した（最高裁平成8年10月21日付照会）。
- ② 裁判所は、検察官に対し、供述録取書等や写真などの存否を調査し、その結果を回答するよう照会した（名古屋高裁平成18年8月8日付照会）。

(3) 福井女子中学生殺人事件（請求審）

- ① 裁判所は、検察官に対し、写真、ネガフィルム、被害者の着衣等の証拠物、鑑定・鑑識書類、捜査報告書等の存否（存在する場合には、その表題）を明らかにするよう勧告した（名古屋高裁金沢支部平成19年9月7日付勧告）。
- ② 裁判所は、検察官に対し、供述調書（警察署で保管中のものを含む）について、未開示証拠の有無を明らかにするよう勧告した（名古屋高裁金沢支部平成21年10月13日付勧告）。

(4) 松橋事件（請求審）

- ① 裁判所は、検察官に対し、証拠物に関する鑑定嘱託書・鑑定書・捜査報告書等、実況見分が行われた際の写真・ネガ・ビデオテープ・録音テープ、被告人及び関係者の供述録取書等・取調小票・取調メモ等について、その有無を調査し、検察庁及び熊本県警察に現存する該当証拠について、その目録（表題、作成者、供述者、作成年月日を記載したもの）を作成し、裁判所に提出するとともに、弁護人に開示するよう勧告した（熊本地裁平成25年12月9日付勧告、同月18日付勧告）。
- ② 裁判所は、検察官に対し、開示証拠の作成日及び作成者供述調書（警察署で保管中のものを含む）について、調査等を踏まえた検討結果を釈明することを求めるとともに、その他の証拠の存否等についても任意の釈明を求め、開示された証拠以外に未開示の証拠は存在しないと判断した際の調査の範囲、方法について任意での釈明を検討するよう求めた（熊本地裁平成26年10月3日付求釈明等）。

(5) 東住吉事件（即時抗告審）

裁判所は、検察官に対し、「不存在」との回答は、検察官の保管記録に存在しないという趣旨か、警察にも存在しないという趣旨か、前者であれば、その存否を調査した上で、その存否及び開示の可否について、後者であれば、過去に存在したことがあったのか否か（あったとすれば、その後どうなったのか）について、回答するよう勧告した（大阪高裁平成24年6月18日付勧告）。

(6) 大崎事件（第2次即時抗告審）

裁判所は、検察官に対し、証拠物に関する捜査報告書・鑑定嘱託書・鑑定書や関係者の供述録取書等の証拠について、その有無を調査し、検察庁及び鹿児島県警察に現存する書類の標目を作成し、その標目を弁護人に開示するよう勧告した（福岡高裁宮崎支部平成25年7月18日付勧告）。

また、裁判所は、検察官に対し、検察官が従前作成していた「第一次再審において検察官が収集した証拠の標目」について、いわゆるインカメラ手続（刑

訴法316条の27第2項参照)で確認することを期日において宣言し、検察官に提出を求めた(同平成25年12月25日付打合せ調書)。裁判所は、上記インカムラ手続の結果、すでに開示された212点の証拠に加え、さらに1点の証拠について、検察官に対し開示を勧告した(同平成26年2月20日付打合せ調書)

(7) 東京電力女性社員殺害事件(請求審)

- ① 裁判所は、検察官に対し、DNA型鑑定の対象となり得るものについて、対象物の有無と保管状況を裁判所に明らかにするよう求めた(東京高裁平成21年12月15日付打合せメモ)。
- ② 裁判所は、検察官に対し、検察官が保管している臓内容物等の証拠物については、証拠開示の準備的行為として、「できる物については、保管するよりも検察庁でDNA型鑑定をし、その分析結果を開示することを強く希望する」旨要請した(東京高裁平成23年1月28日付打合せメモ)。

(8) 飯塚事件(請求審)

裁判所は、検察官に対し、元被告人の車両を確認した捜査員の捜査結果(メモなども含む)、元被告人やその妻に対して聞き込みをしたこと及びその結果を記載した書類等について、福岡県警へ照会を行うことの検討を依頼した(福岡高裁平成27年5月13日付打合せ調書)。

また、検察官から「本件とは関係のない部分が含まれている」との理由で一部マスキングされた抄本が開示された捜査報告書について、裁判所は、検察官に対し、マスキングされた部分をまず裁判所限りで開示させた。その上で、マスキングされた部分は関係者の供述の信用性を評価するにあたり関係がないとは言えず、プライバシーが侵害されるなどの弊害も考えられないと判断し、同部分も弁護人に開示するよう検察官に対して勧告した(福岡地裁平成24年10月25日付打合せ調書)。

(9) 日野町事件(第2次請求審)

- ① 裁判所が検察官に対し、作成された期間に関わらず、アリバイに関する供述調書、捜査報告書、捜査メモ等のうち、まだ提出等していないものについて一覧表を作成提出するよう指示し(大津地裁平成27年5月26日付期日調書)、検察官が一覧表を作成・提出した(同平成27年7月1日)。
- ② ①とは別の場面での例であるが、裁判所は検察官に対し、「検察庁に保管されているいわゆる未送致記録(注:正規の送致手続が取られていないが、第二次再審請求係属後、事実上検察庁が取り寄せて保管しているとされる証拠)の中の、ネガ・写真を含む証拠物について、一覧表を作成、提出された。それ以外に警察で残っている証拠物があれば、それらも付け加えていた

だきたい」と勧告した（同平成28年11月8日付期日調書）。

検察官はこれに対し平成29年2月3日付で証拠品一覧表（417点）を作成し、一覧表を裁判所に提出した上、同証拠物を弁護団に開示した。開示証拠を閲覧した弁護団が、なお証拠物の一部が未開示である可能性を指摘したところ、裁判所はさらに、「金庫発見現場での散乱物の写真およびネガ、指掌紋、被害者の爪を含む未開示の証拠物すべて」「指掌紋に関する鑑定または検査等の結果が記載されている書面」「被害者の爪に関する鑑定又は検査等の結果が記載されている書面」等を対象として、「検察官に対し、存否の確認を求め、仮に存在する場合その開示を求める」との職権発動を行った（同平成29年6月1日付期日調書・同調書添付書面）。

これに対して、検察官はいったん「既に開示済みのもの以外は存在しない」旨回答したが（平成29年8月18日付検察官意見書），その後、滋賀県警察本部鑑識課倉庫内から指掌紋を採取したゼラチン紙等の証拠品22点および鑑識関係書類3点が「発見された」として新たに開示された。裁判所は、「裁判所が……存否確認および存在する場合の開示を求めた証拠物の一部につき、検察官が不存在と回答した証拠物が後に発見された経過について、本来あつてはならない事態であつて遺憾である。検察官が自ら現に保管する証拠に限らず、当該事件の捜査の過程で作成され又は入手された書面、物等であつて、公務員が職務上保管し、検察官による入手が容易なものについては、証拠開示の対象になると考えられる。……本件事案の重大性や裁判所が開示を求める当該証拠の重要性に鑑み、未開示の証拠が思わぬ保管場所に存在するのではないかとの疑念が生じたことは否定できない。検察官におかれでは、今一度、少なくとも被害者の爪を含む証拠物等について、調査していない保管場所があるのではないか、改めて漏れのない緻密な確認を行った上、その経緯について報告書を提出されたい」との職権発動を行った（平成29年10月19日付期日調書）。

5. 裁判所による証拠開示命令・勧告の必要性を示す実例

(1) 名張事件（第7次異議審）

裁判所は、検察官に対し、警察官調書及び実況見分調書の警察控えを弁護人に開示するよう勧告した（名古屋高裁平成18年9月1日付勧告）。

(2) 裕田事件（第2次再審請求審）

裁判所は、検察官に対し、供述調書、鑑定書、写真（ネガフィルムを含む）、取調状況を録音した録音テープ、捜査報告書等、多数の証拠を弁護人に開示す

るよう勧告した（静岡地裁平成23年12月5日付勧告）。

(3) 日野町事件（第2次再審請求審）

① 裁判所は、検察官に対し、遺体発見現場引当実況見分時や犯行再現実況見分時等に撮影された写真及びネガを、事前に弁護人に開示した上で、裁判所に提出するよう求めた（大津地裁平成25年7月12日付打合せ調書）。

② 裁判所は、検察官に対し、検察庁の領置番号が付された証拠物について、標目の一覧表を作成、開示することを勧告し（同平成24年5月26日付打合せ調書），次の期日において検察官が作成・提出した「証拠品一覧表」について、同記載の証拠物について開示を勧告した（同平成28年7月21日付打合せ調書）。

(4) 福井女子中学生殺人事件（請求審）

① 裁判所は、検察官に対し、写真、ネガフィルム、被害者の着衣等の証拠物、鑑定・鑑識書類、捜査報告書等を弁護人に開示するよう勧告した（名古屋高裁金沢支部平成20年2月18日付勧告）。

② 裁判所は、検察官に対し、供述調書を弁護人に開示するよう勧告した（名古屋高裁金沢支部平成21年11月12日付勧告）。

(5) 松橋事件（請求審）

① 裁判所は、検察官に対し、証拠物に関する鑑定嘱託書・鑑定書・捜査報告書等、実況見分が行われた際の写真・ネガ・ビデオテープ・録音テープ、被告人及び関係者の供述録取書等・取調小票・取調メモ等について、その有無を調査し、検察庁及び熊本県警察に現存する該当証拠について、その標目（表題、作成者、供述者、作成年月日を記載したもの）を弁護人に開示するよう勧告した（熊本地裁平成25年12月9日付勧告、同月18日付勧告）。

② 裁判所は、検察官に対し、実況見分の状況を撮影したビデオテープの現物を開示するよう勧告した（熊本地裁平成26年10月3日付求釈明等）。

(6) 東住吉事件（即時抗告審）

① 裁判所は、検察官に対し、取調べ備忘録・取調べメモの開示を勧告した（大阪高裁平成24年6月18日付勧告）。

② 裁判所は、検察官に対し、ガソリンスタンド関係者の書類は、開示相当と考えるので、開示する方向で検討するよう求めた（大阪高裁平成25年11月11日付打合せ調書）。

(7) 布川事件（第2次請求審）

裁判所は、検察官に対し、目撃証人の捜査報告書、供述調書等を提出するよう依頼した（水戸地裁土浦支部平成15年10月16日付依頼書）。

(8) 狹山事件（第3次請求審）

裁判所は、検察官に対し、現場撮影8ミリフィルム、再審請求人の筆跡が存在する書類、被害者の死体に関する写真、再審請求人及び関係者の取調べ小票、取調べメモ（手控え）、備忘録、供述調書案等の開示を勧告した（東京高裁平成21年12月16日付打合せメモ）。

(9) 恵庭事件（第1次請求審）

裁判所は、検察官に対し、弁護人が証拠開示を求めた客観的証拠（GC、MS関係の書類、検死調書）や関係する供述調書（目撃者の初期の供述調書、消防署員の供述調書）等を、優先的に証拠開示するように求めた（札幌地裁平成23年12月18日付打合せ調書）。

(10) 大崎事件（第2次即時抗告審・第3次再審）

① 裁判所は、第2次即時抗告審において、裁判所は、検察官に対し、証拠物に関する検査報告書・鑑定嘱託書・鑑定書や関係者の供述録取書等の証拠について、その有無を調査し、検察庁及び鹿児島県警察に現存する書類の標目を作成し、その標目を弁護人に開示するよう勧告した（福岡高裁宮崎支部平成25年7月18日付勧告）。

② 裁判所は、検察官に対し、検察官が従前作成していた「第一次再審において検察官が収集した証拠の標目」について、いわゆるインカメラ手続（刑訴法316条の27第2項参照）で確認することを期日において宣言し、検察官に提出を求めた（同平成25年12月25日付打合せ調書）。

③ 裁判所は、上記インカメラ手続の結果、すでに開示された212点の証拠に加え、さらに1点の証拠について検察官に対し開示を勧告した（同平成26年2月20日付打合せ調書）。

④ 大崎事件第3次再審請求審において、裁判所は、法医学鑑定人尋問の準備に必要な、遺体発見時及び司法解剖時のネガの原本について、他の証拠に先んじて開示するよう、検察官に求めた（鹿児島地裁平成27年11月4日付打合せメモ）。

⑤ 同審において、裁判所は、弁護人の証拠開示命令申立書について、検察官に対し、期限を区切り、文書で回答するよう求めた（同平成28年9月12日第9回進行協議期日調書）。

(11) 飯塚事件（請求審）

検察官から「本件とは関係のない部分が含まれている」との理由で一部マスキングした上で抄本が開示された検査報告書について、裁判所は、検察官に対し、マスキングされた箇所は関係者の供述の信用性を評価するにあたり関係が

ないとは言えず、プライバシーが侵害されるなどの弊害も考えられないとの理由で、同捜査報告書のマスキングされた部分についても弁護人に開示するよう勧告した（福岡地裁平成24年10月25日付打合せ調書）。

6. 裁判所が検察官手持ち証拠を裁判所に提出させる措置の有効性を示す実例

(1) 大崎事件（第2次即時抗告審）

大崎事件第2次即時抗告審においては、裁判所から検察官に対し、書面による証拠開示勧告がなされたが、その前後を通じて、合計213点の証拠が「裁判所に対し、任意に」開示された。

もっとも、その際、裁判所は、開示証拠をそのまま弁号証（弁護人請求証拠）とはせずに、開示証拠の取調べは、弁護人による証拠の吟味を経て、弁号証として提出されたものに限られた。また、検察官も「裁判所に対し」で開示すると述べているものの、実際には、裁判所に提出する開示証拠の写しとともに、弁護人に対して手交するための写しも同様に持参していたのであって、実質的には弁護人側に不利にならないような運用による証拠開示がなされた。

(2) 日野町事件（第2次請求審）

① 裁判所は、検察官に対し、被害金庫発見時に実施された実況見分時に撮影された写真及びネガを裁判所に提出するよう求めた（大津地裁平成27年1月27日付打合せ調書）。これに応じて検察官がネガを提出したが、更に「金庫発見現場以外で撮影したことを理由に提出していなかったもの」についても裁判所に提出するよう求めた（同平成27年11月17日付打合せ調書）。

② 裁判所は、検察官に対し、送致記録一覧表に記載のある関係者（事件発生とされる日に被害者方を訪問した可能性のある知人）の供述調書を裁判所に提出するよう求めた（同平成28年1月14日付打合せ調書）。

7. 証拠開示の不十分を審理不尽とすべきことを示す実例

(1) 大崎事件（第2次即時抗告審）

大崎事件第2次再審請求審は、請求人が提出した鑑定書を作成した鑑定人の尋問もせず、証拠開示に向けた裁判所の動きもないまま、再審請求の棄却決定を行った。これに対し、弁護人は「審理不尽」も理由の一つとして即時抗告を行ったところ、即時抗告審裁判所は、抗告審であったが証拠開示の勧告を行い、また、新証拠にかかる鑑定人等の証人尋問を行うなどしたうえで「審理不尽」との抗告理由を退けた。

【福岡高裁宮崎支部決定平成26年7月15日LEX/DB25445527】

「なお、原審の審理不尽をいう点については、当審において、検察官に対し証拠開示の勧告をし、また、3名の証人尋問をしているから、その判断をするまでもなく、抗告の理由がない」。

【解説】

上記決定によれば、逆に、検察官に対して証拠開示の勧告をせず、鑑定人の証人尋問をしなければ審理を尽くしたことにならなかつたとの判断が窺える。

8. 検察官が証拠の存否を調査したのちに、具体的な報告を行うべき必要性を示す実例

(1) 大崎事件（第3次請求審）

弁護人が、具体的な個別証拠の存在と開示の必要性を述べたうえで、当該証拠の開示を検察官に求めるよう、裁判所に請求したところ、裁判所は、打合せ期日において、検察官に対し、口頭ながら、弁護人が請求した証拠が存在する蓋然性が肯定されることを前提として、「探索し、存在したなら開示を勧告する予定であるから、当初からそれを見越した対応をとること」「もし不存在ならば、存在しない合理的な理由を具体的に付した回答を文書で提出すること」を求めた。

※大崎事件において、検察官が「不存在」と回答したことに対する裁判所のさらなる積極的な勧告は初めてのことであった。その結果、捜査機関は「これまで未開示であった新たなネガが18本、志布志警察署の写真室から見つかった」旨を報告するとともに、所轄署と県警本部において、捜索した場所と要した捜査員数などを明示した報告書を提出し「大崎事件の証拠は、もはや県警には金輪際存在しない」との回答を行った。検察官の要請を受けた鹿児島県警察が、開示証拠の探索場所の報告をしたこと、さらには大崎事件の未開示証拠は「金輪際存在しない」との明言を行ったことも初めてであった。

(2) 日野町事件（第2次請求審）

裁判所が、検察官に対し証拠の一覧表の作成及び提出を求めたうえで、未開示証拠の開示勧告を行ったところ、検察官が一度未開示証拠は不存在との回答を行ったのち、新たに指掌紋を採取したゼラチン紙や現場指紋検出結果報告書等の未開示証拠を開示するに至った。

それに対して裁判所が「裁判所が……存否確認および存在する場合の開示を求めた証拠物の一部につき、検察官が不存在と回答した証拠物が後に発見された経過について、本来あってはならない事態であって遺憾である。検察官が自

ら現に保管する証拠に限らず、当該事件の捜査の過程で作成され又は入手された書面、物等であって、公務員が職務上保管し、検察官による入手が容易なものについては、証拠開示の対象になると考えられる。……本件事案の重大性や裁判所が開示を求める当該証拠の重要性に鑑み、未開示の証拠が思わぬ保管場所に存在するのではないかとの疑念が生じたことは否定できない。検察官におかれでは、今一度、少なくとも被害者の爪を含む証拠物等について、調査していない保管場所があるのではないか、改めて漏れのない緻密な確認を行った上、その経緯について報告書を提出されたい」との職権発動を行った（平成29年10月19日付期日調書）。

これに対して検察官は、県警本部及び所轄署の各部署の「再捜索」を実施したとして、捜索日程と捜索箇所を特定し、捜索中の状況の写真を添付した報告書を提出し、「未開示の証拠品は存在しないことが確認された」とする「県警本部刑事部刑事企画課公判対応係」作成の報告書を提出した。

9. 検察官が裁判所の訴訟指揮に従わなければならないことを明文で定めるべきことを示す実例（命令に従わなかった例）

(1) 大阪強姦事件

裁判所は、決定の形式で、検察官に対し、手持ち証拠の一覧表を弁護人に交付することを命じた（大阪地裁決定平成27年1月14日判例時報2347号127頁）が、検察官は、一覧表の開示を拒否した。本事件は、再審開始決定の後、再審公判において無罪が確定した。その後、検察官が上記証拠の一覧表開示命令に違反したことについて、請求人を原告とする国家賠償請求訴訟で争われたが、平成31年1月8日、大阪地裁は原告の請求を棄却したため、現在控訴審が係属中である。

10. 再審請求前における証拠開示の必要性を示す実例

(1) 松橋事件（再審請求の前段階）

弁護人が、再審請求申立前に、検察庁で証拠物の閲覧を求めたところ、焼却されたはずのシャツの左袖部分の布片（自白によれば凶器に巻き付けたとされる布）が開示された。この開示証拠により、被告人が犯行に使用したのちに焼損したと自白した上記布片について、その布片が焼損されておらず、被告人の自白に客観的状況と矛盾する部分があることが明らかとなり、再審開始、再審無罪の原動力となった。

(2) 姫路郵便局強盗事件（請求審）

検察庁から押収品の還付を受けた際、強盗犯人が着用していた雨合羽や目出し帽の交付を受けた。この証拠開示により、これらの証拠物の付着物について、DNA型鑑定の実施が可能となった。加えて、目出し帽に付着物や毛髪が残っており、科学的鑑定がされていたにもかかわらず、確定審段階では科学的証拠の提出がされなかつたことも判明した。

11. 科学的証拠について特別の定めを行うべきことを示す実例

(1) 足利事件

再審請求前に検察庁から裁判所に提出された後、裁判所の保管庫に保管されていた証拠物の半袖下着を確認したところ、ビニール袋に入ったままロッカーに保管されており、一部カビが発生していることが確認された。そこで、弁護人において、再審請求と同時に証拠保全請求を行い、マイナス80℃で保管できるように専門施設に保管するなど、DNA劣化を防ぐ必要な措置を求めた。そうしたところ、裁判所は、同裁判所の押収物主任官に対して半袖下着を提出するよう決定し、同決定に基づいて半袖下着を押収した上、これを自治医科大学の専門施設においてマイナス80℃で保管することとした。これにより、DNA型再鑑定が実現した。

(2) 東京電力女性社員殺害事件（請求審）

打ち合わせ期日において、弁護人が、足利事件をふまえて、DNA型鑑定の実施状況や鑑定資料の保管状況を明らかにするよう強く求めたところ、裁判官より、検察官に対し、「DNA型鑑定の対象物となりうるものについては、特にきちんと適切に保管されているかどうかを把握しておく責任があると考えているので、責任の所在という観点からも、対象物の有無と保管状況の現状について、明確にしていただきたい」との発言がなされた。これを受け、検察官から前記の事項について回答がなされたが、その結果に含まれていた臍内容物等について、弁護人がDNA型鑑定を請求したところ、打ち合わせ期日において、裁判官から検察官に対し、「証拠開示勧告や証拠開示命令を発する趣旨ではないが、検察官が保管している臍内容物等の証拠物については、証拠開示の準備的行為として、できる物については、保管するよりも検察庁でDNA型鑑定をし、その分析結果を開示することを強く希望する」旨の発言がなされ、DNA型鑑定が実現されるに至った。

なお、ショルダーバッグの検体のDNA型溶液については、原審の鑑定書では一部しか費消していない旨の記載があるにもかかわらず、再審請求審の初期に残量の保管の有無の弁護士会照会を行った上で求釈明を申し立てたところ、検察

官より保管はない旨の回答があった。

(3) 飯塚事件（請求審）

DNA型鑑定関連資料の一部につき、検察官は、「廃棄したものと思われ」現時点では不存在であるとの曖昧な弁明をし、廃棄の時期についても不明と述べた。

なお、確定控訴審判決（福岡高裁判決平成11年9月29日高等裁判所刑事裁判速報集（平成13）号219頁）において、「本件では、科警研の検査で資料をほとんど使っているが、検査の結果がなかなか出にくかったことなどを考慮すれば、残量が少なくなったのもやむを得ないという事情があること、殊更再鑑定を避けるために費消するなどの不適切な事情も見当たらぬことからすれば、資料をほとんど使い切ったからといって、その故をもって証拠能力を否定すべきものと解されない」との判示がされている。